

モニタリングによる評価結果反映制度について

1. 主旨

指定管理者制度導入の主な目的は、公の施設の安定した管理運営とサービス水準の向上に民間のノウハウを生かすことです。このためには、指定管理者からの適正な投資（当該施設の管理運営に関するノウハウの獲得・蓄積のための従事者確保や研修、設備の改修・更新等）を引き出す必要があります。

指定管理業務の適正な執行の確保、管理者への指示・指導のためには、その良否を定期的に評価し、運営を改善していく機会の確保が必須です。

施設毎の提供するサービス内容により、現在設定されている指定期間では、事業者としての長期的な経営計画や人材確保が困難である場合も想定されます。

このため、一定の条件を満たす場合に現指定管理者を非公募により再指定する「更新制度」及び、指定期間中の評価結果を次期公募選定時に反映させる「評価結果反映制度」を実施しています。

2. 制度の目的

本制度は、指定期間中、優秀な管理運営を行っている指定管理者に対する優遇措置として運用し、指定管理者の「応募意欲」・「モチベーションの向上」・「従業員の雇用安定化」等を誘発し、結果としてサービス水準の向上を図るものです。

3. 制度の概要

(1) 公募選定時の更新制度

①指定期間の延長

現在、真庭市では指定期間は5年を原則としていますが、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設や、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設、施設運営や施設で実施する業務・事業について独自のノウハウやスキルの蓄積が必要な施設については、現管理者の指定期間の延長が可能です。

②再指定

同一の指定管理者を引き続き指定することにより、より高い効果が期待でき事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合には、特例として公募を行わず、継続して指定（再指定）が可能です。

(2) 公募選定時の評価点加算制度

モニタリングによる評価を次期公募選定時に反映する制度です。

次期指定管理者の公募選定に現指定管理者が応募し、かつ当該施設の管理運営に関して優秀な実績を有する場合、管理運営状況評価の優劣に応じて、あらかじめ定めた加減算率を現行管理者の得点に加算して最終評価点とするものです。

(3) 制度適用の判断

制度を適用すべき施設や、該当する施設の管理運営目的に照らして、どの手法を適用するかの判断については、施設所管課において十分に検討し決定します。

公募選定時の更新制度

1. 定義

当初公募により選定した指定管理者が一定の条件を満たした場合に、当該指定期間満了後、引き続き非公募により当該指定管理者を再指定（指定期間の更新）します。

(1)指定期間：1期の指定期間は、原則5年とします。

(2)更新（再指定）の制限：ありません。

(3)更新制の明示：当初の公募において、更新制の公募であることを明示します。

(4)更新（再指定）の条件：更新は、次の条件を全て満たす場合に限るものとします。

- ①当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- ②建替えや大規模修繕など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。
- ③当該指定管理者の管理運営の状況（モニタリングの結果）が優良であること。
- ④次期の協定条件について、市と指定管理者の双方が合意できること。
- ⑤その他募集要項で示した更新のための条件を満たしていること。
- ⑥改めて市議会の議決が得られること。

2. 更新制のスケジュール

更新制であっても、「更新（再指定）の条件」に掲げる条件が全て満たされない場合には、公募の手続に移行することとなり、公募を行うための適切な期間を確保しておく必要があります。

20ヶ月前	・政策や管理運営方針に変更がないこと、管理運営状況（モニタリングの結果）が優良であることなどを市が確認
18ヶ月前	・次期協定条件について、市と指定管理者で協議
15ヶ月前	・次期協定条件について合意（仮協定の締結）
12ヶ月前	・市議会の議決（再指定の議案及び債務負担行為の設定）

3. 更新の場合の指定管理料

更新の場合の指定管理料は、原則として当初の指定期間における指定管理料と同水準とします。

ただし、協定条件や業務範囲の変更・施設の状況（老朽化等による修繕費の増加など）及び経済状況（物価水準・光熱水費の単価・最低賃金など）の変化など、合理的に説明できる範囲での金額の変更は、市と指定管理者の双方合意の上で可能とします。

公募選定時の評価点加算（減算）制度

1. 定義

指定管理期間中のモニタリングによる平均評価で、「S」・「A」ランクの優秀事業者に対して下記の優遇措置を設け、次期公募選定時に反映します。

2. 加算・減算の対象となる評価実績

反映の対象は原則として、選定作業を行う年度の前年度までの評価の結果とします。

3. 加減算率の範囲

選定における評価点の加減算は、評価結果の内容により定められた範囲内で、施設所管課が決定します。加減算率の目安は次のとおりです。

「S」評価の場合 : 総配点の10%（上限）を総得点に加算

「A」評価の場合 : 5%

「B⁺、B」評価の場合 : 加算なし

「C、C⁻」評価の場合 : ▲5%

「D」評価の場合 : 改善状況等を調査・検討した結果、やむを得ないと判断される場合は、次回選定時において指定管理者候補として選定しないことも検討

4. 実施の条件

本制度に基づく加減算は、次期指定期間においても、指定業務及び指定管理者が以下の同一性すべてを満たすことを条件として実施します。

(1) 事業者の同一性

現指定管理者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していることと認められること。また、グループである場合は、構成員が同一であり、かつ各々の構成員が同一性を有していると認められること。

(2) 事業内容の同一性

対象となる施設の「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び施設で行われる事業内容に大幅な変更がないこと。

(3) 施設の同一性

対象となる施設の指定管理者指定の単位や、複数施設を一括で又はグループ化のうえ指定する場合には、その構成施設に大幅な変更がないこと。